

香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則

香川県立川部みどり園規則（平成8年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>福祉型障害児入所施設</u>の入所者（以下「入所者」という。）並びに障害者支援施設における施設入所支援の利用者（以下「施設入所支援利用者」という。）及び生活介護等の利用者（以下「日中活動利用者」という。）の健康管理に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居宅において日常生活を営む<u>障害者</u>の福祉に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(定員)</p> <p>第6条 福祉型障害児入所施設の入所定員は、35人とする。</p> <p>2 障害者支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援に係るものにあっては<u>35人</u>とし、生活介護に係るものにあっては42人とし、自立訓練に係るものにあっては12人とし、就労移行支援に係るものにあっては6人とする。</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 総務課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>知的障害児施設</u>の入所者（以下「入所者」という。）並びに障害者支援施設における施設入所支援の利用者（以下「施設入所支援利用者」という。）及び生活介護等の利用者（以下「日中活動利用者」という。）の健康管理に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 地域生活支援課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 居宅において日常生活を営む<u>知的障害者</u>の福祉に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(定員)</p> <p>第6条 知的障害児施設の入所定員は、35人とする。</p> <p>2 障害者支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援に係るものにあっては<u>40人</u>とし、生活介護に係るものにあっては42人とし、自立訓練に係るものにあっては12人とし、就労移行支援に係るものにあっては6人とする。</p>

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。